

教宣 せぶん

法への挑発

都労委での会社側の審問であらためてわかったことがあります。それはどぶいたニュース119号のリードにも書いてある「これはひとり佐伯証人の問題ではなく、東京海上日動という企業もっている、資本としての本質的な体質と言えます。即ち、都労委でどう判断されるか、裁判所がどういう判決を下すかということよりも、企業利益のために自社の態度を明確に主張するもの」という部分です。「便宜供与」にしても、「RA制度の廃止」にしても、東京海上日動という企業が「法や判例よりも企業利益の方が大切だ。企業利益の方が重要だ」ということを堂々と主張している、と見ればこの一連の問題の全体像がよく理解できます。そしてそこには「堂々と主張している」というよりも、法や判例を「挑発している」といった方が適切なのかもしれないほどの「露骨さ」を感じてしまいます。

例えるなら、ちょうど過少申告で国税庁から追徴金を課せられる企業が「それは解釈の問題で当社としてはあくまで交際費だと主張する」と言っているのに似ています。その企業は過去に同じケースで、追徴金を課せられた「汚点」があるにもかかわらず、何年か経ってまた同種の問題を引き起こしたのです。当然この企業は、国税庁が今回も同じ判断を下すのを承知していて、交際費にその費用を計上しているのです。ありえないことではしょうが、もし国税庁がしっかりチェックする目を失っていれば今回の申告書は通ってしまったでしょうし、報道機関が取り上げなければこの企業の「不正」行為は世論にさらされることなく過ぎてしまいます。

私たちのたたかいで言えば、私たちは今回の会社の不正行為を申し立てる「国税庁の役割」は果たしました。追って、第三者機関や法の判断がなされるでしょう。しかし、こういう事実があったことを広く世論に知らしめる、世論に訴える「報道機関の役割」がまだ残っています。「報道機関の役割」を行わなければ、この企業は法や判例に従わないかもしれませぬ。また同じ事を繰り返すかも知れませぬ。

企業利益というものは、当然のことながらルールに則って確保されなければなりません。そのルールには保険契約に定める「約款」があります。払わなければならない保険金を払わずして利益をあげてもルール違反です。そのルールには「税法」があります。払わなければならない税金を払わずして利益をあげてもルール違反です。そのルールには企業が守らなければならない「労働法」「判例」があります。働くものに不当な不利益を与えて利益をあげてもルール違反です。

東京海上日動経営のバランス感覚は、公平さに欠け、なにか一方に偏り過ぎていると思いますが、いかがでしょうか？